

○農林水産省告示第七百六十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第七十八の規定に基づき、令和五年二月二十四日農林水産省告示第三百四十三号（モロッコから發送されるマンダリンその他のシトラス・レテイクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後		改 正 前	
四 封印	冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにモロッコ植物防疫機関による封印がなされていること。	四 封印	海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー（以下「低温処理コンテナー」という。）には、各低温処理コンテナーごとにモロッコ植物防疫機関による封印がなされていること。
五 消毒	(一)・(二) (略) (三)の消毒は、輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	五 消毒	(一)・(二) (略) (新設)